

掲示用 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている福祉用具貸与サービス及び介護予防福祉用具貸与（以下「福祉用具貸与」という。）、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「特定福祉用具販売」という。）について、契約を締結する前にあらかじめ知っておいていただきたい内容を、ご説明いたします。不明な点やわかりにくいことがあれば、下記の事業所までご質問をお願いいたします。

1. 事業者概要

法人名・法人種別	フランスベッド株式会社	設立年月日	昭和21年6月5日
所在地・連絡先	東京都昭島市中神町1-1-48番地5 電話：042-543-3111 FAX：042-543-3114		
代表者名	代表取締役 池田 茂		
事業所の名称	メディカル名古屋北営業所		
事業所番号	2371304037	開設年月日	令和6年3月23日
所在地・連絡先	〒463-0087 愛知県名古屋市守山区大永寺町88-1 電話：052-758-6835 FAX：052-758-6837		
管理者	飯田 拓也		
サービス提供地域	愛知県全域		

2. 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。	1名
福祉用具 専門相談員	【福祉用具貸与】 （介護予防）福祉用具貸与計画の作成・変更を行い、指定福祉用具貸与の提供にあたります。 【特定福祉用具販売】 特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成を行い、特定（介護予防）福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）の販売を行うとともに、利用者に対し、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう特定福祉用具販売の提供にあたります。	2名以上（常勤換算）

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日	営業時間	午前09時00分～午後05時45分
-----	---------	------	-------------------

注）上記営業日以外の曜日、祝日、夏期休暇（8/13～8/15）、年末年始休暇（12/31～1/3）を休業とします。

4. 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な福祉用具貸与・福祉用具販売を提供することを目的とします。

5. 運営の方針

利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与・販売することにより利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう努めます。

また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

6. サービスの内容・提供方法及び取り扱う種目

【福祉用具貸与】

- 「福祉用具貸与」は、要介護者又は要支援者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険制度上のサービスです。
- 事業者は、本契約期間中、厚生労働大臣が定めた種目の中から必要と認められる福祉用具について、候補となる複数商品の説明を行い、サービスの内容、モニタリング時期等を記載した（介護予防）福祉用具サービス計画に基づき貸与をします。

(介護予防)福祉用具サービス計画書は利用者および介護支援専門員に交付し、福祉用具サービス計画書に記載した時期にモニタリングを行い、居宅サービスの提供状況等について、介護支援専門員に報告し、必要に応じて当該計画の変更を行います。

- (3) 福祉用具の提供に当たっては、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行います。
- (4) 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとします。
- (5) 福祉用具の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与を行います。
- (6) この事業所において取り扱う福祉用具貸与の種目は次のとおりである。
 1. 車いす 2. 車いす付属品 3. 特殊寝台 4. 特殊寝台付属品 5. 床ずれ防止用具
 6. 体位変換機 7. 手すり 8. スロープ 9. 歩行器 10. 歩行補助杖
 11. 認知症老人徘徊感知機器 12. 移動用リフト 13. 自動排泄処理装置但し、要介護度によって、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖以外は、原則利用が認められませんが、特例として一定の条件に該当する場合は、利用が認められる例外給付もあります。

【特定福祉用具販売】

- (1) 「特定福祉用具販売」は要介護者又は要支援者に必要な福祉用具のうち厚生労働大臣が定めた種目の用具を販売する介護保険制度上のサービスです。
- (2) 特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行います。
- (3) 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとします。
- (4) 特定福祉用具販売の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具の販売を行います。
- (5) この事業所において取り扱う特定福祉用具販売の種目は次のとおりである。
 1. 腰掛便座 2. 自動排泄処理装置の交換可能部品 3. 排泄予測支援機器 4. 入浴補助用具
 5. 簡易浴槽 6. 移動用リフトのつり具の部分 7. スロープ 8. 歩行器 9. 歩行補助つえ

7. 利用料等

【福祉用具貸与】

- (1) 利用料の算出方法は以下のとおりです。

契約開始日	1～15日	1ヶ月分	16日～末日	半月分
契約終了日	1～15日	半月分	16日～末日	1ヶ月分

但し、貸与契約の開始と終了が同じ月内に行われた場合は、1ヵ月分の利用料になります。

- (2) 利用者負担額は、ご利用月の翌月に口座から引き落としをさせていただきます。引落日については、別紙預金口座振替依頼書をご参照下さい。また、契約終了月については、レンタル商品を回収する際にお支払いただきます。
- (3) 介護保険給付対象外のサービスとなる場合（サービス利用の全部及び一部が区分支給限度基準額を超える場合を含む）には全額自己負担となります。介護保険給付対象外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画、介護予防サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。また、利用者が法定代理受領サービスの利用ができず、利用者から費用の全額（10割）を徴収した場合、利用者の償還払い申請に供するようサービス提供証明書を発行し被保険者に交付します。
- (4) 基本的に搬入搬出費用はサービス料金に含まれております。但し、以下の場合にはその活動に要した料金をご負担いただくことがあります。
 - ・ 搬入搬出に特別な作業を必要とする場合
 - ・ 通常の事業実施地域以外への搬入搬出（1kmあたり100円）
 - ・ 通常の事業実施地域以外で有料道路を使用した場合はその実費
- (5) 月額利用料金に変更が発生した場合は、少なくとも改定がされる1ヵ月前に事業者は、利用者へ書面を持って通知します。

【特定福祉用具販売】

基本的に搬入搬出費用はいただきません。但し、以下の場合にはその活動に要した料金をご負担いただくことがあります。

- ・搬入搬出に特別な作業を必要とする場合
- ・通常の事業実施地域以外への搬入搬出（通常の事業実施地域を超えてから1kmあたり100円）
- ・通常の事業実施地域以外で有料道路を使用した場合はその実費

8. 福与用具貸与 サービスの変更・終了

利用者が福祉用具の全部又は一部の利用を中止する場合には、1週間前までに事業者にご連絡をすることにより解約することができます。但し、利用者が入院等、契約を継続することができない特別な事情が生じた場合には、通知日をもって解約をすることができます。

9. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与・福祉用具販売の提供により事故が発生した場合には、利用者との確認を取り、市町村、利用者の家族、居宅介護・介護予防支援事業者に対して、連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- (2) 事業者の責により利用者またはその家族に事故等による損害が発生した場合、事業者は速やかに損害を賠償します。また、事業者は賠償責任保険の損害保険に加入し、その補償内容は必要に応じ文書等にて情報公開します。
- (3) 事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止に努めるものとします。

10. 秘密の保持

- (1) 事業者及びサービス従事者は、正当な理由なく知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業者はサービス従事者が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- (3) 事業者又はサービス従事者は、サービス担当者会議において利用者又はその家族に関する個人情報を用いる必要がある場合は、利用者又はその家族に使用目的等を説明し同意を得るものとします。

11. 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者・担当者

飯田 拓也

- (2) 虐待防止のための指針を整備するとともに虐待防止のための対策を行う委員会、従業者に対する虐待防止を啓発する研修を定期的実施しています。
- (3) 虐待に関する利用者及びそのご家族からの虐待に関する相談に対応するとともに、虐待が明らかになった場合は速やかに当該利用者に係る介護支援専門員及び市区町村窓口に通報します。

13. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性 : 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性 : 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性 : 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. 第三者評価の実施状況 : 実施無

15. 相談窓口、苦情、事故、緊急対応の窓口

(1) サービスに関する相談や苦情、事故、故障等の緊急時については、次の窓口で対応致します。

担当部署	メディカル名古屋北営業所	電話	052-758-6835
責任者	飯田 拓也	FAX	052-758-6837
相談時間	月曜日～土曜日 午前09時00分～午後05時45分		
お客様相談室	所在地	東京都昭島市中神町1-1-48番地5	
	電話番号	042-543-3009	
	ご利用時間	平日:9時-12時/13時-17時 土日祝日、年末年始、弊社指定休日を除く	

(2) 苦情等処理体制 ※管理者権限で対応できる場合は、情報管理委員会へは事後報告となります。

利用者 → 福祉用具専門相談員 → 管理者 → 情報管理委員会 → 管理者 → 利用者

(3) 利用者は、当事業者以外の市町村や国民健康保険団体連合会に相談・苦情を訴えることができます。

【相談窓口一覧】

相談窓口 電話	愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課内 苦情相談室 所在地：愛知県名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階 Tel：052-791-4165 受付時間：9：00～12：00 13：00～17：00（平日）
	名古屋市健康福祉局介護保険課 所在地：愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 Tel：052-959-3087 受付時間：8：45～17：15（平日）
	尾張旭市役所 長寿課介護保険係 所在地：愛知県尾張旭市東大道町原田2600-1 Tel：0561-76-8144 受付時間：8：30～17：15（平日）
	長久手市役所 福祉部長寿課 所在地：愛知県長久手市岩作城の内60番地1 Tel：0561-56-0613 受付時間：8：30～17：15（平日）
	春日井市役所 健康福祉部 介護・高齢福祉課 所在地：愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地 Tel：0568-85-6182 受付時間：8：30～17：15（平日）
	日進市役所 介護福祉課 所在地：愛知県日進市蟹甲町池下268番地 Tel：0561-73-1495 受付時間：9：00～17：00（平日）
	小牧市役所 福祉部 介護保険課 所在地：愛知県小牧市堀の内三丁目1番地 Tel：0568-76-1197 受付時間：8：30～17：15（平日）
	瀬戸市役所 高齢者福祉課 所在地：愛知県瀬戸市追分町64番地の1 Tel：0561-88-2621 受付時間：8：30～17：15（平日）